

国立天文台組織運営規則

平成16年 4 月 1 日

国天規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第 1 号。以下「通則」という。）に定めるもののほか、国立天文台（以下「天文台」という。）の組織運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(副台長の任務)

第 2 条 副台長の任務分担は次のとおりとする。

- 一 副台長（総務担当） 総務，その他台長が特定する事項
- 二 副台長（企画担当） 企画，財務，その他台長が特定する事項

(副台長等の選考)

第 3 条 副台長，技術主幹及び研究連携主幹（以下「副台長等」という。）の選考は，台長が行う。

- 2 台長は選考を行うに際しては，あらかじめ幹事会議の意見を聴くものとする。

(副台長等の任期)

第 4 条 副台長等の任期は，2 年とし，再任を妨げない。ただし，台長の任期の終期を超えることはできない。

- 2 副台長等に欠員が生じた場合の後任の副台長等の任期は，前任者の残任期間とする。

(台長特別補佐)

第 4 条の 2 天文台に，台長特別補佐を置くことができる。

- 2 台長特別補佐は，台長が指名した者をもって充てる。
- 3 台長特別補佐の任期は，2 年とし，再任を妨げない。ただし，台長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 台長特別補佐は，台長が指定する事項の企画及び実施を助ける。
- 5 台長は，特に必要と認める場合には，第 3 項の規定にかかわらず，台長特別補佐の任期を設定することができる。

(プロジェクト室等)

第 5 条 天文台に，通則第20条第 2 項に定めるもののほか，別表第 1 に掲げるプロジェクト室を置き，当該プロジェクト室を総括するため，長を置く。

- 2 プロジェクト室にサブプロジェクト室を置くことができる。サブプロジェクト室に，当該サブプロジェクト室を総括するため，長を置く。

- 3 プロジェクト室は別表第3に掲げるC、B又はAに分類及び定義するものとし、サブプロジェクト室は別表第4に掲げるとおり定義する。
- 4 プロジェクト室及びサブプロジェクト室に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 プロジェクト室のほか、別表第3の2に分類及び定義する検討グループを置く。
- 6 プロジェクト室のうち、一体的運用を行うものは別表第3の3の左欄のプロジェクト室の下に右欄のプロジェクト室を置く。

(副プロジェクト室長等)

第5条の2 プロジェクト室、センター又は科学研究部に、必要に応じて台長の指名により、それぞれ副プロジェクト室長、副センター長又は副科学研究部長を置くことができる。

(プロジェクト室長及びセンター長の選考)

第6条 プロジェクト室長及びセンター長の選考は、台長が行う。

- 2 プロジェクト室長及びセンター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(プロジェクト室長及びセンター長の任期)

第7条 プロジェクト室長及びセンター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 プロジェクト室長又はセンター長に欠員が生じた場合の後任のプロジェクト室長又はセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(科学研究部長の選考)

第8条 科学研究部長の選考は、台長が行う。

- 2 台長は、選考に関し第6条第2項の規定を準用して行うことができる。

(科学研究部長の任期)

第9条 科学研究部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 科学研究部長に欠員が生じた場合の後任の科学研究部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(国際連携室)

第9条の2 天文台に、通則第20条第4項の規定に基づき、国際連携等に関する業務を処理するため、国際連携室を置く。

- 2 国際連携室に関し必要な事項は、別に定める。

(人事企画室)

第9条の3 天文台に、通則第20条第4項の規定に基づき、研究・教育及び技術分野における中長期的な人材の確保の企画・立案に関する業務及び人的資源配分におけるプロジェクト室・センター間の連携・調整に関する業務を処理するため、人事企画室を置く。

- 2 人事企画室に関し必要な事項は、別に定める。

(安全衛生推進室)

第9条の4 天文台に、通則第20条第4項の規定に基づき、安全衛生の管理等に関する業務を処理するため、安全衛生推進室を置く。

2 安全衛生推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(技術推進室)

第9条の5 天文台に、通則第20条第4項の規定に基づき、研究技術の推進等に関する業務を処理するため、技術推進室を置く。

2 技術推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(室、研究施設又は分室)

第10条 プロジェクト室又はセンターに、別表第5に掲げる室、研究施設又は分室(以下「室等」という。)を置く。

2 室等の設置、廃止又は名称の変更は幹事会議の議を経て台長が行うものとする。

3 室等には、必要に応じて台長の指名により、長を置くことができる。

(研究力強化戦略室に置く室)

第10条の2 研究力強化戦略室に、別表第5の2に掲げる室を置く。

2 前項の規定に基づき置く室に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等及び併任教員)

第11条 台長は、天文台において研究に従事する者のうち、研究教育職員以外であつて、適当と認められるものに対しては、客員教授、客員准教授又は客員研究員(以下「客員教授等」という。)を称せしめることができる。

2 台長は、大学等との協定に基づき、当該大学等から天文台のプロジェクト、センター又は研究部(以下「プロジェクト等」という。)に参加し天文台の研究に従事する者としてプロジェクト等に大学等からの在籍出向による併任教員を配置することができる。

3 併任教員は、併任教授及び併任准教授とする。

4 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

5 併任教員の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

(研究部門)

第12条 科学研究部及びセンターに研究部門を置くことができる。

2 研究部門には、教授、技師長、准教授、主任研究技師、助教、研究技師を置くことができる。

3 研究部門の設置、廃止又は名称の変更は運営会議の議を経て台長が行うものとする。

(連携事業)

第12条の2 天文台は、別表第7に掲げる連携事業を実施する。

2 連携事業に、台長の指名により責任者を置く。

(科学目的等)

第12条の3 プロジェクト室の科学目的及びミッションについては、別に定める「Scientific Goals and Missions」によるものとする。センター又は科学研究部については、必要に応じてそれに準じるものを別に定めるものとする。

2 国際共同で運営されるプロジェクト室の管理運営方針については、別に定める協定書等又は「Governance Policy」によるものとする。その他のプロジェクト室、センター又は科学研究部の管理運営方針については、必要に応じて別に定める「Governance Policy」によるものとする。

(専門委員会)

第13条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成16年自機規程第17号）第9条第1項の規定に基づき運営会議に、次に掲げる委員会を置く。

- 一 プロジェクト評価委員会
- 二 研究交流委員会
- 三 科学戦略委員会
- 四 国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(幹事会議等)

第14条 天文台の研究・教育及び運営に関する重要事項を審議するため幹事会議、企画会議、財務委員会、技術検討委員会（以下「幹事会議等」）を置く。

2 幹事会議等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(個人業績評価委員会)

第15条 天文台の研究教育職員の個人業績評価を実施するため、個人業績評価委員会を置く。

2 個人業績評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(プロジェクト会議等)

第16条 天文台の研究・教育及び運営に関する必要事項を検討するため、プロジェクト会議、教授会議及び技術系職員会議（以下「プロジェクト会議等」という。）を置く。

2 プロジェクト会議等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第17条 天文台に特定の専門的事項を審議又は協議するため委員会を置く。

2 前項の委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、天文台の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年11月25日から施行する。
- 2 この規則の施行時にプロジェクト室長等及び研究部主任に任命されている者は、平成16年4月1日を任期の始期とする。ただし、平成16年4月1日に研究主幹、観測所長及びセンター長から引き続きCプロジェクト室長及びセンター長に任命された者の任期は平成18年3月31日までとし、平成18年4月1日より同人が引き続き同一のCプロジェクト室長及びセンター長に再任された場合の任期は、第7条第1項ただし書きに基づき2年とする。
- 3 前項にかかわらず、先端技術センター長の任期にあつては、平成17年4月1日からの1年は通算せず、平成18年4月1日を任期の始期とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第3の分類C及びBにかかる部分の改正は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月19日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年3月28日から施行し、平成23年10月28日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成30年2月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に任期の末日を迎えるプロジェクト室長，センター長又は研究部主任（以下「プロジェクト室長等」という。）は，任期を平成30年9月30日まで延長する。ただし，プロジェクト室長等が平成30年4月1日に天文台に在職していない場合には，平成30年9月30日までの間，事務取扱を置く。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、施行日において現に任期途中のプロジェクト室長，センター長及び研究部主任に係る任期については，改正後の第7条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年10月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和2年6月29日から施行し、令和2年4月27日から適用する。

2 改正後の第13条第四号の規定は当分の間の措置とする。

附 則

1 この規則は、令和3年3月17日から施行する。

2 この規則の施行日においてプロジェクト室長に任命されている者が、令和3年9月30日の前日までに任期の末日を迎える場合は、任期を令和3年9月30日まで延長する。

別表第1（第5条関係）

プロジェクト室の名称	長の呼称
すばる超広視野多天体分光器プロジェクト	プロジェクト長
すばる広視野補償光学プロジェクト	プロジェクト長
A S T E プロジェクト	プロジェクト長

別表第2（削除）

別表第3（第5条関係）

分類	定義	プロジェクト室名
C	共同利用などの運用段階にあるプロジェクト	水沢 V L B I 観測所 野辺山宇宙電波観測所 太陽観測科学プロジェクト ハワイ観測所 天文シミュレーションプロジェクト チリ観測所 アルマプロジェクト
B	天文台として実現を目指して建設を進めているプロジェクト	重力波プロジェクト TMTプロジェクト
A	小規模プロジェクトとして認定されたもの	J A S M I N E プロジェクト R I S E 月惑星探査プロジェクト S O L A R - C プロジェクト すばる超広視野多天体分光器プロジェクト すばる広視野補償光学プロジェクト A S T E プロジェクト

別表第3の2（第5条関係）

分類	定義	検討グループ名
検討グループ	検討段階にある計画	S K A 1 検討グループ ng V L A 検討グループ

別表第3の3（第5条関係）

上部プロジェクト室	下部プロジェクト室
太陽観測科学プロジェクト	S O L A R - C プロジェクト
ハワイ観測所	すばる超広視野多天体分光器プロジェクト

	すばる広視野補償光学プロジェクト
チリ観測所	A S T E プロジェクト

別表第4（第5条関係）

定 義	サブプロジェクト室名
所属プロジェクト室の中である程度の独自性を確保し、その活動を外部に明示することを必要とするグループ	ー

別表第5（第10条関係）

プロジェクト室又はセンター名	室，研究施設又は分室名
ハワイ観測所	岡山分室
水沢 V L B I 観測所	水沢観測局 茨城観測局 小笠原観測局 山口観測局 入来観測局 鹿児島観測局 石垣島観測局 天文保時室 江刺地球潮汐観測施設
チリ観測所	A S T E 望遠鏡
重力波プロジェクト	神岡分室
TMTプロジェクト	カリフォルニア事務所
天文情報センター	暦計算室 周波数資源保護室 広報室 普及室 出版室 国際普及室 石垣島天文台

別表第5の2（第10条の2関係）

研究力強化戦略室に置く室名

研究評価支援室
産業連携室

別表第 7（第12条の 2 関係）

連携事業名
（大学間連携による）光赤外線天文学研究教育ネットワーク事業
（大学間連携による）国内 V L B I ネットワーク事業